

【事案Ⅲ－１】火災共済金請求

・2024年7月1日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、2022年9月発生の落雷による冷凍機、冷蔵庫のスイッチ破損について火災共済金を2回請求したところ、被申立人は1回目の請求分は共済金を支払ったものの、2回目の請求については2022年9月発生の落雷に起因するものではないとして支払を拒否したことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

「被申立人は、2022年9月発生の落雷により冷凍機、冷蔵庫のスイッチ破損について火災共済金として、すでに支払われた210,770円を除く、184,800円を申立人に支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2022年9月の落雷により申立人所有の冷凍機、冷蔵庫のスイッチ等が破損したため、近隣の修理業者に修理費用を見積もってもらい1回目の修理をしてもらった。しかしながら、その後も調子が悪く修理業者に何回か継続してもらった結果、違うところの部品が悪いと言うので、部品を取り寄せしてもらい2回目の修理を行った。2回目に修理する前にも「機械の調子が悪いから、また修理をしてもらう。」と伝え、被申立人の職員に修理場所の写真を再度撮ってもらった。
- (2) 被申立人に共済金を請求したところ、1回共済金を支払ってあるので、これで終了です、と言われた。
- (3) 以下の理由から、2回目の請求を否認した被申立人の決定には不服である。
 - ① 最初に修理してもらった分だけしか共済金が支払われない。
 - ② 冷凍、冷蔵機の調子が悪いから修理業者にまた修理してもらおう旨を、被申立人の職員に連絡してある。
 - ③ 全部交換するには高額になるので、一部の部品だけ様子を見ながら交換したので2回目の共済金請求が遅れ、直ったものと判断されてしまった。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 2022年9月の落雷により申立人所有の冷凍庫（冷蔵庫）のスイッチ等が破損したことは認める。

- (2) 最初の修理によって落雷の損害は回復し、申立人は当該冷凍機（冷蔵庫）を使用して食料品店を運営していた。
- (3) 被申立人の職員は、再修理の話は聞いたことがあるが、再度共済金が支払われるなどとは話していない。
- (4) 落雷は 2022 年 9 月のことで、その損害の支払は 9 月になされているのであるから、2023 年 1 月に提出された見積書は当該落雷とは別の原因によるものと思われる。
- (5) 申立人の提出した見積書に記載されている「サーキットブレーカー」は、メーカーの資料によれば、雷サージ（落雷による異常電圧・電流）の影響を受けないとのことで価格も 3,000 円程度である。「マグネットスイッチ」についても、価格は 6,000 円～8,000 円程度であるので、取り換え作業料を含めたとしても、今回の請求額 18 万 4,800 円は過剰な不当請求である。

<裁定の概要>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。